

第 2 期

杵築市子どもの貧困対策推進計画



令和 3 年 3 月

杵 築 市

はじめに

本市では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、平成30年3月に「第1期杵築市子どもの貧困対策推進計画」を策定し、教育の支援・生活の支援・保護者に対する就労の支援・経済的支援を柱として、「全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現」を目指すため、各種施策を計画的に進めてまいりました。この間の本市の子育て支援施策として、幼児教育・保育の無償化、保護者に子育て支援情報が届けられるよう子育てハンドブックを作成、住民自治協議会との連携強化などの取り組みを進めてきました。

また平成31年4月には学校・家庭以外に子どもたちが過ごし学習支援、食事の提供を行う「子どもの居場所 b&g きつき」を開設し、令和2年4月には、介護、子育て、障がい、生活困窮等の相談・支援をワンストップで提供できるよう「全世代型包括支援センター まるっと」を開設しました。

このように様々な子育て支援施策の充実を図ってきましたが、今後も引き続き子育て支援施策を総合的に進めるため、令和2年4月に策定した「第2期杵築市子ども・子育て支援事業計画」との整合・連携を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進していくため、新たに「第2期杵築市子どもの貧困対策推進計画」を策定いたしました。令和2年は、新型コロナウイルス感染症という未知の感染症に直面し、生活が一変した年となりましたが、令和3年も引き続き、感染症の拡大防止と支援充実の両立を図りながら、市民の皆様のお生活を支えてまいります。

ウィズコロナ・アフターコロナを念頭に、新たな計画に基づいて、今後も関係団体と連携を図りながら、さらなる子どもの貧困対策を推進してまいります。市民の皆様には、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、「杵築市子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめご協力いただきました関係者の皆様、ニーズ調査やパブリックコメントに際して、貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様方に対しまして心からお礼申し上げます。

令和3年3月

杵築市長 永 松 悟

< 目 次 >

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
第2章 杵築市における子どもを取り巻く現状と課題	
1 生活保護世帯の子どもの数の推移	2
2 ひとり親家庭の子どもの数の推移	2
3 生活保護世帯の子どもの進学率、就職率	3
4 就学援助を受けた児童生徒の数の推移	4
5 児童扶養手当受給者への意識調査	5
第3章 基本的な考え方	
1 基本理念	9
2 基本方針	9
3 施策体系	10
第4章 具体的な施策・事業	
1 教育の支援	11
2 生活の支援	12
3 就労の支援	13
4 経済的支援	14
第5章 計画の評価	15
用語説明	16

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の将来を担うのは今日子どもたちであり、子どもたちが将来に希望を抱ける社会を作ることが必要です。我が国の子どもの貧困率は、平成31年国民生活基礎調査（厚生労働省）によると13.5%で、前回調査から0.4%低下しているものの、大きな改善は見られず、依然として子どものおよそ7人に1人が貧困状態にあります。

国では平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）により、「子供の貧困対策に関する大綱」が同年8月に定められ、大分県では「子どもの貧困対策推進計画」を平成28年3月に5か年計画として策定し、具体的な取組として、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」を柱として取り組んできました。また、令和元年6月には一部法改正され、目的として「現在から将来にわたり子どもの貧困対策を総合的に推進すること、子どもの最善の利益が最優先されること」、また貧困の背景には「家庭のみでなく様々な社会的要因があること等」が明記されました。

本市では、国及び県の動向を見守りつつ、第1期計画の施策・事業の進捗評価等を行うとともに、法改正に続き、令和元年11月に新たに策定された「子どもの貧困対策に関する大綱」に基づく貧困対策の推進と、令和2年8月に実施した実態調査の結果を踏まえながら、子ども・子育て支援に係る制度認知及び市民ニーズに基づく利用計画を見直しました。そのうえで、「杵築市子ども・子育て会議」で議論を重ね、子どもの現在及び将来が、その生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「第2期杵築市子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、法第4条及び第9条に定める地方公共団体の計画として策定します。

また、「杵築市保健医療福祉総合計画」の1計画として位置づけ、「杵築市子ども・子育て支援事業計画」や「次世代育成支援行動計画」等との整合・連携を図り、子どもの健康、福祉の推進に努めます。

3 計画の期間

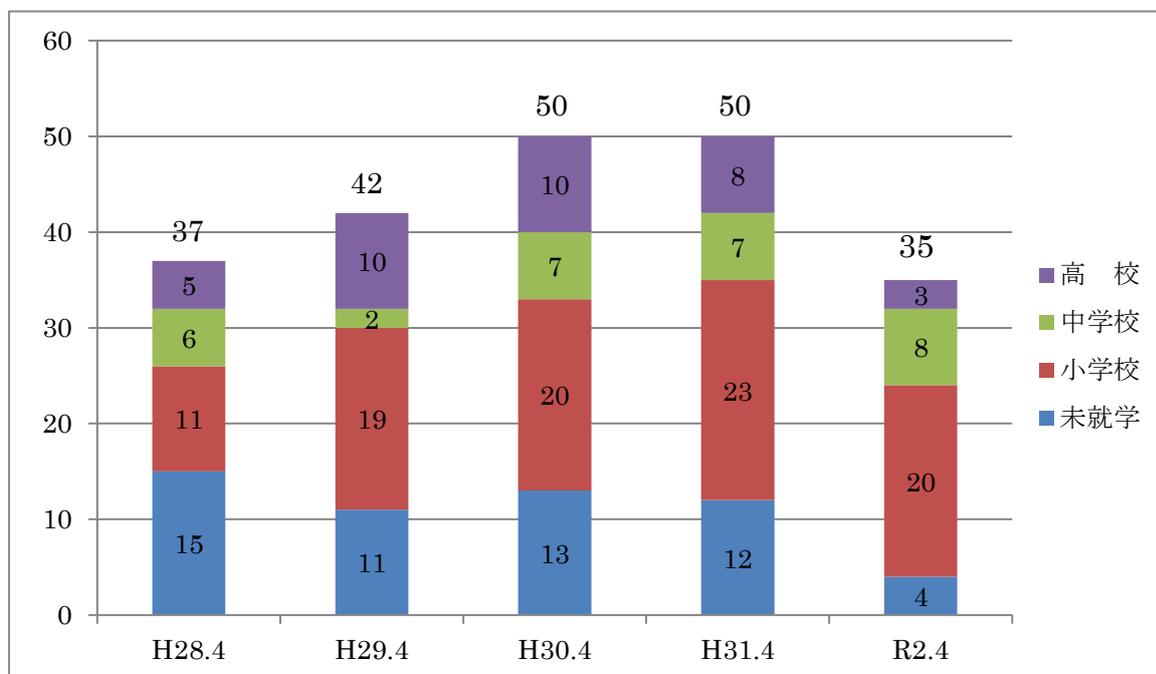
本計画の期間は、令和3年度から令和6年度までの4年とします。

第2章 杵築市における子どもを取り巻く現状と課題

1 生活保護世帯の子どもの数の推移

本市の生活保護世帯における子どもの数は、平成28年度から平成30年度までは増加傾向にありましたが、平成31年度の50人から令和2年度の35人へと減少に転じています。

■ 杵築市の生活保護世帯における子どもの数の推移 [単位：人]



出典：保護台帳

2 ひとり親家庭の子どもの数の推移

ひとり親家庭（母または父と18歳未満の子どもの世帯）は、平成17年度は92世帯、平成27年度は137世帯と、増加傾向にあります。

■ 杵築市におけるひとり親世帯数の推移

[単位：世帯]

世帯の状況	H17年度			H22年度			H27年度				
	一般世帯数	うち6歳未満世帯員あり	うち18歳未満世帯員あり	一般世帯数	うち6歳未満世帯員あり	うち18歳未満世帯員あり	一般世帯数	うち6歳未満世帯員あり	うち12歳未満世帯員あり	うち15歳未満世帯員あり	うち18歳未満世帯員あり
全世帯数	12,169	1,091	2,735	12,126	1,063	2,570	12,047	968	1,660	2,021	2,403
母子世帯(A)	84	12	77	112	18	107	131	31	71	100	119
(他の世帯員がいる世帯を含む)	-	-	-	213	45	199	227	60	134	176	210
父子世帯(B)	16	3	15	18	1	16	20	2	4	14	18
(他の世帯員がいる世帯を含む)	-	-	-	58	5	53	51	3	17	37	47
ひとり親世帯(A+B)	100	15	92	130	19	123	151	33	75	114	137
(他の世帯員がいる世帯を含む)	-	-	-	271	50	252	278	63	151	213	257

出典：国勢調査

3 生活保護世帯の子どもの進学率、就職率

大分県の生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の進学率は、平成 29 年度は 95.2%と、県全体の進学率 99.0%に比べ、低くなっています。なお、杵築市における生活保護世帯の子どもの進学率は H28 年度から 100%となっています。

また、高等学校卒業後の進学率も 17.4%と、県全体の進学率 72.1%に比べ、低くなっています。

生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の就職率は、平成 29 年度は 1.9%となっており、高等学校卒業後の就職率は 66.7%となっています。

■大分県における生活保護世帯の子どもの進学率・就職率

			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
卒業後 中学校	進学	生活保護世帯	90.0%	91.5%	86.2%	92.8%	95.2%
		県全体	98.8%	98.9%	98.6%	99.0%	99.0%
	就職	生活保護世帯	1.4%	1.5%	2.6%	0.0%	1.9%
		県全体	0.3%	0.4%	0.6%	0.6%	0.4%
卒業後 高等学校	進学	生活保護世帯	27.4%	26.0%	33.3%	22.1%	17.4%
		県全体	71.1%	70.6%	71.6%	70.5%	72.1%
	就職	生活保護世帯	55.6%	54.3%	57.1%	70.1%	66.7%
		県全体	26.2%	26.5%	26.3%	26.8%	26.2%

出典：大分県子どもの貧困対策推進計画 厚生労働省社会・援護局保護課調べ 学校基本調査(文部科学省)

■杵築市における生活保護世帯の子どもの高校進学率

			H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度
卒業後 中学校	進学	生活保護世帯	100%	100%	100%	100%	100%
		市全体	98.9%	99.2%	99.6%	98.7%	100%

出典：保護台帳 中学校卒業後の状況調査

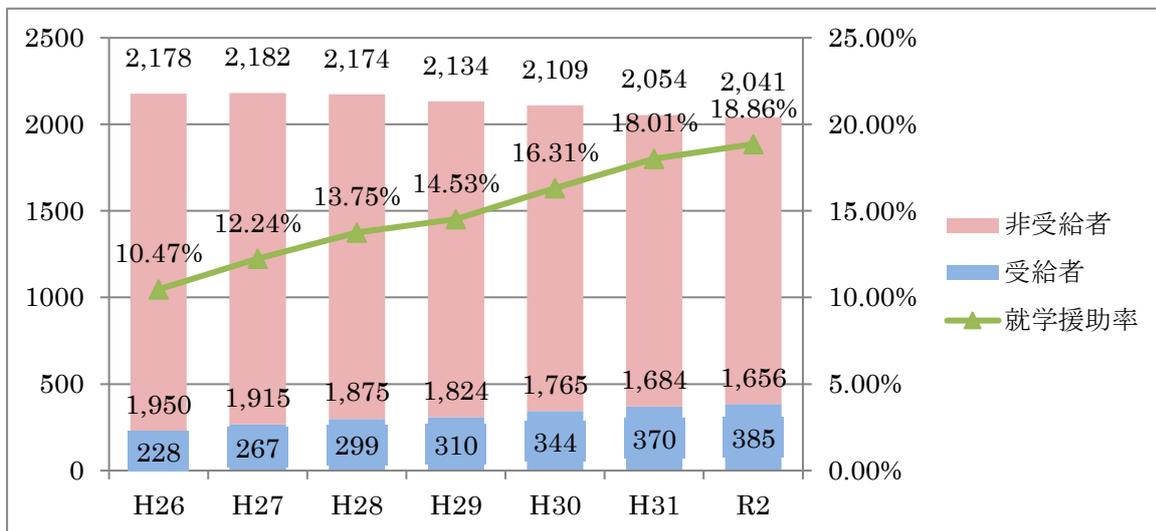
4 就学援助を受けた児童生徒の数の推移

就学援助を受けている児童生徒は、平成 28 年度は 299 人、令和 2 年度は 385 人と、5 年間で 86 人増加しています。

また、全体に対する割合は、平成 28 年度に 13.75%であるのに対し、令和 2 年度は 18.86%と増加しています。

■ 杵築市の就学援助を受けた児童生徒数と割合の推移

[単位：人、%]



出典：就学援助認定名簿

5 児童扶養手当受給者への意識調査

(1) 調査の対象・目的

本市の児童扶養手当受給者を対象に、各々の世帯が抱える困り事や、利用している支援策等を把握し、ひとり親世帯等に対する計画や福祉の充実を図るための基礎資料を得ることを目的として、アンケート調査を実施しました。

(2) 調査事項

- ①回答者の性別、年代、子ども以外の同居家族の有無
- ②保護者が困っていること
- ③保護者が子どものことで困っている内容
- ④子どもに対する費用で負担を感じるもの
- ⑤相談相手の有無、相談先
- ⑥子育て支援施策の利用状況
- ⑦子どもの居場所での預かりと学習支援の希望の有無

(3) 調査の時期

令和2年8月1日から8月31日

(4) 調査の回答数

232件（対象者274件 男性29名、女性245名）

※前回H29：93件（対象者267件 男性30名、女性237名）

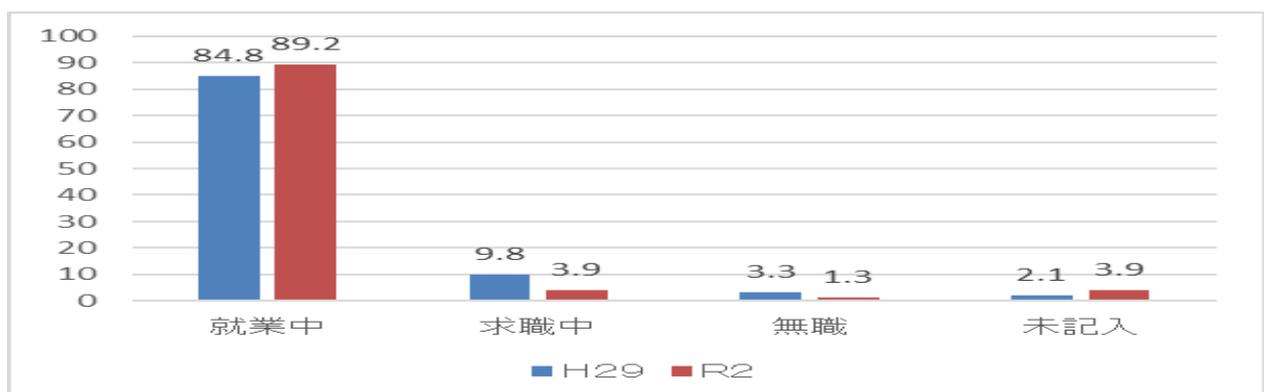
(5) 調査結果の概略 注：()は前回調査数値

① 回答者の性別、年代、子ども以外の同居家族の有無

回答率は、女性88.8%(87.1%)、男性9.5%(10.0%)でした。年代は30代、40代がそれぞれ35.8%(38.7%)、45.3%(44.1%)と多く、20代は12.1%(9.7%)、50代は6.5%(7.5%)でした。また全体の89.2%(84.8%)が就業者中、3.9%(9.8%)が求職中でした。子ども以外の同居家族は、「ある」と答えた人が41.4%(40.8%)、「ない」と答えた人が58.2%(54.8%)でした。

■保護者の就業状況

[単位：%]



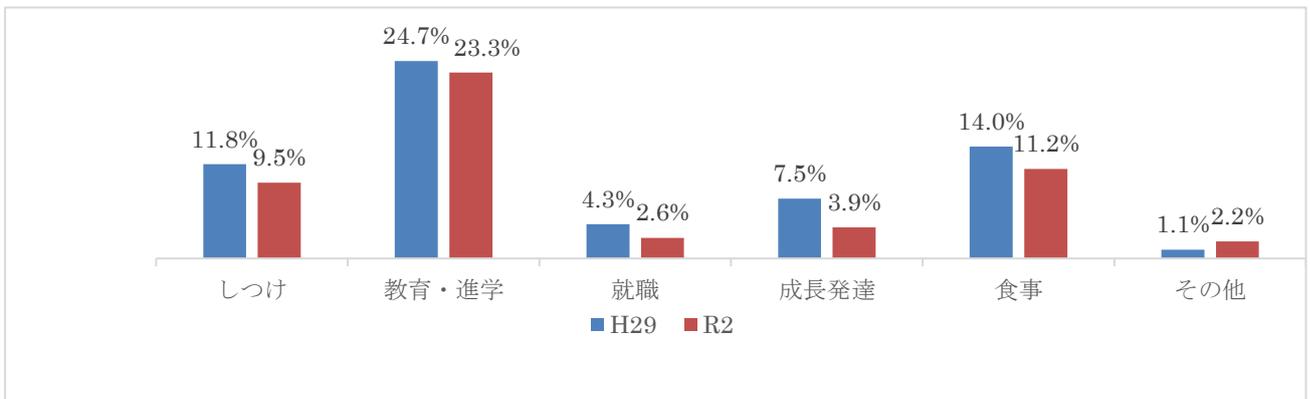
② 保護者が困っていること（複数回答）

保護者が困っていることは、「家計」と答えた人が47.8%（62.4%）と最も多く、その他は、「子ども」23.3%（24.7%）、「仕事」15.1%（20.4%）、「住居」14.2%（21.5%）であり、「困っていない」と答えた世帯も30.2%（20.4%）ありました。

③ 保護者が子どものことについて困っている内容

保護者が子どものことについて困っている具体的内容としては、「教育・進学に関すること」が23.3%（24.7%）と最も多く、続いて「食事に関すること」11.2%（14.0%）、「しつけに関すること」9.5%（11.8%）でした。

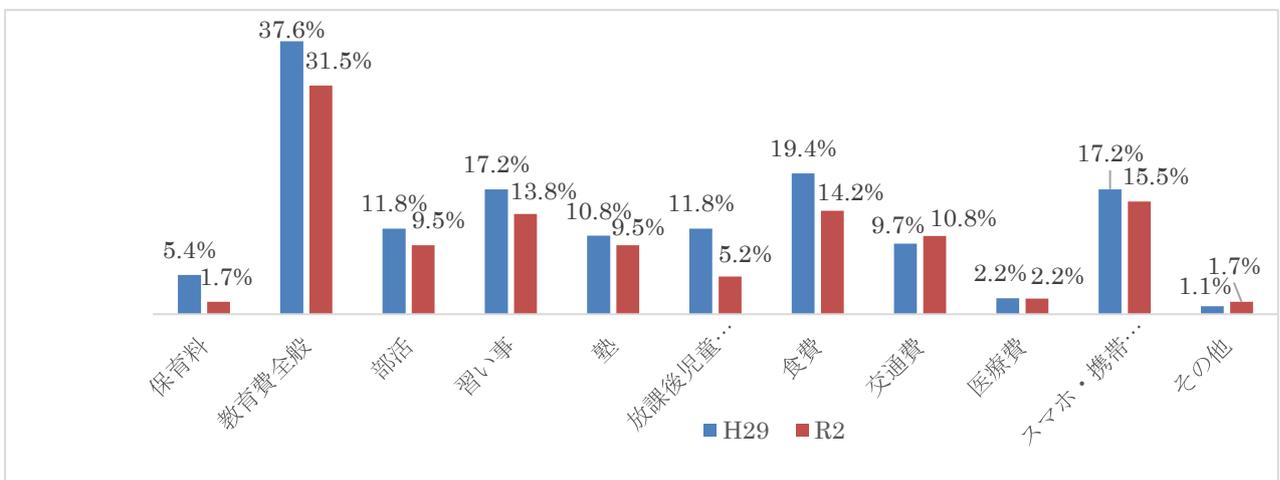
■子どものことについて困っている内容



④ 子どもに対する費用で負担を感じるもの（複数回答）

子どもにかかる費用で負担を感じるものは、「教育費全般」が31.5%（37.6%）と一番多く、続いて「スマホ・携帯電話」15.5%（17.2%）、「食費」14.2%（19.4%）、「習い事」13.8%（17.2%）でした。

■子どもに対する費用で負担を感じるもの



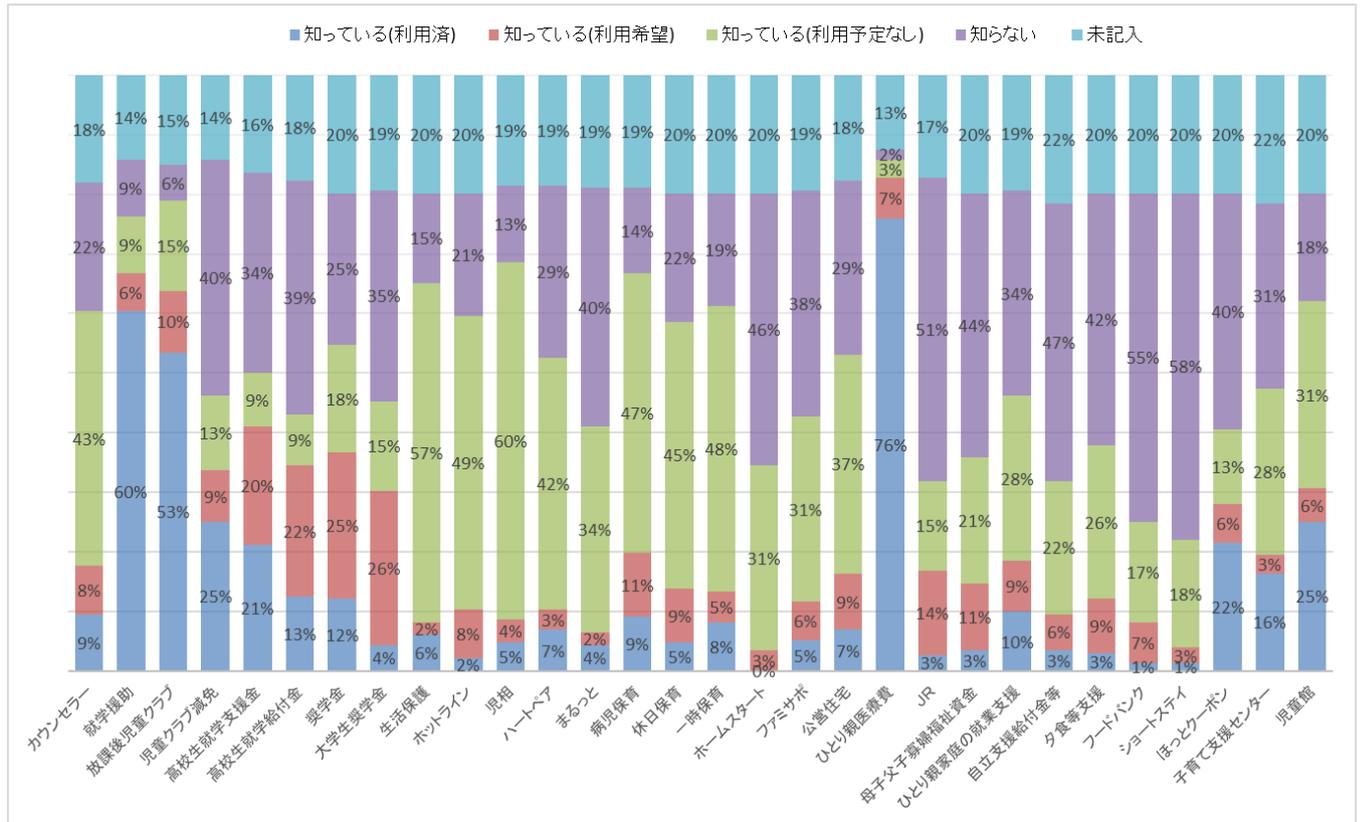
⑤ 相談相手の有無

困ったときに相談する人が「いる」と答えた人は84.9%（82.8%）と多いが、「いない」と答えた人も9.1%（7.5%）ありました。

⑥ 子育て支援施策の利用状況（複数回答）

子育て支援施策の認知度については、多い順に、「ひとり親医療費助成」、「就学援助」、「放課後児童クラブ」でした。

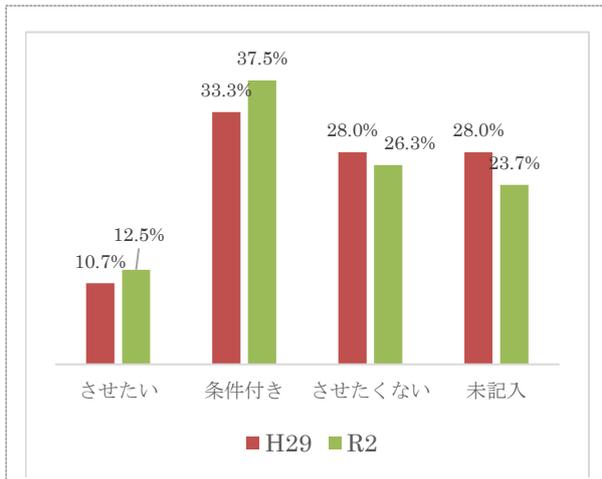
■公的支援施策の認知・利用状況



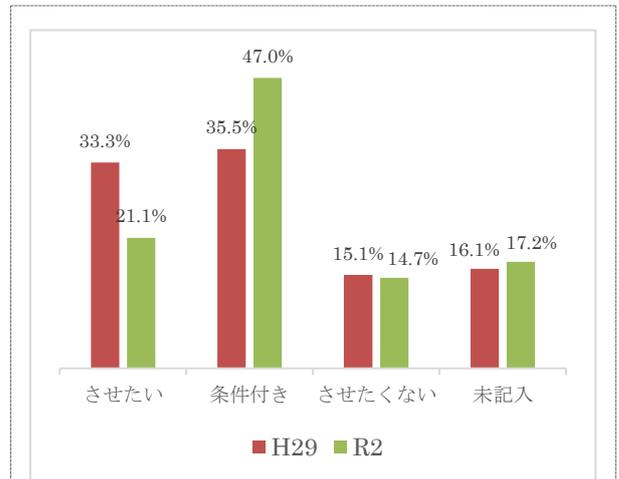
⑦ 子どもの居場所での預かりと学習支援の希望の有無

放課後児童クラブ終了後の預かりについての希望は、条件付き（費用・送迎）も含めて50.0%（44.0%）でした。学習支援については、条件付きも含めて68.1%（68.8%）でした。

■放課後児童クラブ終了後の居場所



■学校外での学習支援



(6) 前回調査との比較・検証

今回の調査では、保護者や子どもに対する困り事に対して、ほとんどの項目において前回調査と比較して数値減少となりました。一方で、子どもに対する困り事の具体的内容として「教育・進学に関すること」、費用負担に感じていることとして「教育費全般」が最も高い割合を占めており、子どもの居場所での預かりと学習支援の希望が増えていることから、学習支援に対する施策を求めていることが見られました。

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

杵築市の将来を担っている子どもたちは、かけがえのない地域の宝です。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へと世代を超えて連鎖するいわゆる「貧困の連鎖」につながらないように、対策を総合的に推進することが重要です。

本計画では、教育部門、福祉部門、関係団体が積極的に連携し、すべての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力、可能性を伸ばすことが出来るような地域社会の実現のために、基本理念を次のように定めます。

「全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現」

2 基本方針

基本理念の実現のために、「子どもの貧困対策に関する大綱」の重点施策である以下の4つの基本方針に基づいて計画の推進を図ります。

(1) 教育の支援

家庭の状況に関わらず全ての子どもが、能力・可能性を最大限に伸ばしていけるようにするために学習支援に取り組みます。

(2) 生活の支援

貧困の状況にある子どもが様々な不利を背負わないよう、また社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期から相談体制の充実を図るとともに子ども及びその保護者との交流の機会等にもつながる居場所づくりの支援等に取り組みます。またすべての子どもたちに対して将来的な健康格差を引き起こさないための健康な体づくりの取り組みを行います。

(3) 就労の支援

保護者が就労し、所得の増大その他の職業生活の安定と向上ができるよう、相談支援や職業訓練などの支援に取り組みます。

(4) 経済的支援

ひとり親世帯など、経済的に困難な状況にある家庭の経済面の下支えに取り組みます。また全ての子育て世帯が安心して生活できるための経済的な支援を行います。

3 施策体系

【基本理念】

【基本方針】

全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現

1) 教育の支援

1. 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
2. 学校教育による学力保障
3. 学校を窓口とした福祉関係機関との連携・支援
4. 生活困窮の子どもに対する学習支援
5. 地域における学習支援の推進

2) 生活の支援

1. 妊娠期からの切れ目のない支援
2. 保護者の生活支援
3. 子どもの生活支援
4. 相談体制の強化

3) 就労の支援

1. ひとり親家庭等への就労支援
2. 生活困窮者等への就労支援

4) 経済的支援

1. ひとり親家庭等、支援を必要とする家庭に対する経済的支援
2. 子育て世帯全体への経済的支援

第4章 具体的な施策・事業

1 教育の支援

概要	
<p>家庭の状況に関わらず、全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限に伸ばしていけるように、学習のできる機会の確保や地域活動、世代間交流による「学びの意欲向上」を図ります。</p> <p>全ての子どもが集う学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、子どもやその家庭が抱える問題への早期対応を図り、適切な支援が受けられるように環境を整えます。</p>	
施策	具体的内容
(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育は、貧困の世代間連鎖を断ち切ることにもつながるため、令和元年10月から開始した無償化を着実に実施します。 ・各園で取り組んでいる教育・保育内容の理解を深めさらに質の高いものにするため、小学校教諭による公開保育や研究大会を実施し、教育・保育従事者のスキルアップに努めます。
(2) 学校教育による学力保障	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭環境や経済状況に左右されることなく、すべての子どもたちが学ぶ意欲を高め、将来の夢と希望が持てるよう、学校教育の充実を図ります。 ・保育所・認定こども園・幼稚園と学校との交流や相互理解を図り、学校教育にスムーズに接続できるように取り組みます。
(3) 学校を窓口とした福祉関係機関との連携・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校やいじめ問題をはじめ、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見、早期解決等を図るために、スクールカウンセラーによる相談体制を整えます。また、スクールソーシャルワーカー等と連携し、家庭環境に起因する様々な問題を抱える子どもを早期に関係機関につなげていくことができる体制づくりを進めます。 ・高等学校等関係機関と連携し、支援内容等について高校中退者等に対して情報提供を行うなど相談体制を整えます。
(4) 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就学援助が適切に受けられるような働きかけや、奨学金、母子父子寡婦福祉資金の紹介等、経済的に困窮している児童・生徒の学びを支える取り組みを推進します。 ・生活困窮世帯に対する学習支援事業を推進し、学習環境が整わないなどの問題を抱える子どもへの学習支援を行います。
(5) 地域における学習支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の事情により、家庭での学習が困難な子どもの状況に寄り添い、子どもの居場所を整え、地域住民や高校生等による子どもたちへの学習支援や文化活動等の取り組みを推進します。

2 生活の支援

概要	
<p>貧困の状況にある子どもは、様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまいます。このような社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、子ども及びその保護者との交流の機会等にもつながる居場所づくりの支援等、生活の安定に資するための支援を実施します。また、生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を一体的に捉えた施策を推進し、子育て家庭の誰もが安心して子育てできる環境を整えるため、子育て支援事業等の充実を図ります。</p> <p>子どもが健やかに伸びやかに成長できるように支援するためには、幼少期からの保護者の適切な関わりが不可欠です。保護者が子育てに関する知識や技術を身につけ、乳幼児期に愛着形成や情緒の安定と基本的な生活習慣の定着がなされることは、学齢期以降の学習習慣及び困難に立ち向かう精神力の基盤形成につながります。また、幼少期からの健康意識の格差は将来的な健康格差につながります。</p> <p>そのために、母子保健サービスや保育施設、学校における支援、地域での子育て支援、居場所の提供・学習支援、若者の就業支援、保護者の就労・生活支援等が有機的に連携するとともに、切れ目なく必要な支援が提供されるよう、関係機関における情報の共有、連携の促進を図ります。</p> <p>さらに、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を踏まえ、国県と連携して、新型コロナウイルス感染症の影響による支援を図ります。</p>	
施策	具体的内容
(1) 妊娠期からの切れ目のない支援	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、妊産婦健康診査・乳幼児健康診査の活用や乳児家庭全戸訪問事業を通じて、乳幼児及び保護者の養育環境の把握等を行い、子育て世代包括支援センターを拠点とし関係機関と連携し、孤立した育児とならないように支援を行います。
(2) 保護者の生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において、包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぎます。 ・ショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子どもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。
(3) 子どもの生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮世帯の子どもに対し、生活困窮者自立支援法に基づき、学習支援や進路選択に関する相談等の支援のほか、子どもや保護者への生活習慣や育成環境の改善に関する支援を行います。 ・子どもの基本的な生活習慣の定着に向けて、放課後に子どもが安心して過ごせる居場所と食事を提供する、市内3か所の子ども食堂に加えて、昨年度設置した「子どもの居場所 b&g

	<p>きつき」では、高齢者や高校生による学習支援、食事の提供等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、経済的に困りを感じている世帯や、食料品等を必要としている子育て世帯に、市内から提供していただいた食料品や野菜などの食材、調理した弁当を自宅へ届けます。(実施主体:杵築市社会福祉協議会)
(4) 相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する相談を一つの窓口で対応するため、「子育て世代包括支援センター」を含む、今年度設置した「全世代対応型包括支援センター」における総合相談窓口機能を充実させます。 ・医療機関、保健・福祉分野等関係機関が連携し、母子保健・育児支援のネットワークをさらに強化し、専門職等関係者がチームで対応するなど、相談支援体制の強化を図ります。 ・SNSを活用した子育て応援アプリ「きつモ！」による相談支援等の周知を図ります。

3 就労の支援

概要	
<p>保護者が働き収入を得ることは、生活の安定が図られるとともに、保護者の働く姿を子どもに示すことにより、子どもが労働の価値や意味を学ぶなど、教育的意義が認められることから、相談支援や職業訓練などの支援に取り組みます。</p>	
施策	具体的内容
(1) ひとり親家庭等への就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭に対して、ハローワーク、母子・父子福祉センターと連携し、職業のあっせんができる機関の紹介など就労支援を行います。 ・就職に有利な資格取得を希望するひとり親に対して、自立支援教育訓練補助金、高等職業訓練促進給付金事業の相談に応じます。
(2) 生活困窮者等への就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法に基づく支援事業として、就労相談や就労体験などの支援を行うほか、複合的な課題をもつ生活困窮者に対し福祉分野等関係機関と連携し、包括的に支援します。

4 経済的支援

概要	
<p>ひとり親世帯については、児童扶養手当の給付、医療費の助成や福祉資金の貸与のほか、保育料の減免や放課後児童クラブの利用料助成など、経済的に困難な状況にある家庭の経済面の下支えに取り組みます。</p> <p>また、全ての子育て世帯が安心して生活できるために、児童手当の給付、中学生までの医療費の無料化、おおいた子育てほっとクーポン事業等、広く経済的な支援に加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等のような状況下においては、保護者の就業環境等の悪化により経済的にその影響を受けやすいため、国県と連携して支援施策に取り組みます。</p>	
施策	具体的内容
<p>(1) ひとり親家庭等、支援を必要とする家庭に対する経済的支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者が子どもを保育所、認定こども園、幼稚園等に入園させ、安心して就労できることを支援するため、所得に応じた保育料の減免を行います。 ・ 児童扶養手当の支給及び負担金が払えずに放課後児童クラブの利用を断念することのないよう、低所得世帯の保護者負担金の助成を行います。 ・ 貸付金制度等のひとり親家庭に対する各種経済的支援制度に係る情報提供や手続きの援助を行い、経済的自立を支援すると共に生活意欲を促進します。
<p>(2) 子育て世帯全体への経済的支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての子育て世代が安心して生活を送るため、児童手当の給付、子ども医療費助成事業、おおいた子育てほっとクーポン事業など、広く経済的な支援を行います。 ・ 新型コロナウイルス感染症経済対策として、国県と連携した経済的な支援に取り組みます。

第5章 計画の評価

子どもの貧困対策にあたっては、計画に基づく施策の実施状況や対策の効果等を評価・検証するために下記の評価指標を設定し、目標値の達成に向けて取り組みます。

項目	前回（平成28年度末時点）	今回（令和2年8月末時点）	目標（令和6年度末時点）
子育てに関連するサービスの周知率（意識調査より）	46.7%	52.6%	100%
ひとり親家庭の保護者の就職率（意識調査より）	84.8%	89.2%	100%
生活保護世帯の子どもの高校進学率	100%	100%	100%

用語説明

か行

●高等職業訓練促進給付金事業

ひとり親の母または父が、就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するため学校等で1年以上修学するときに修学する全期間（48ヶ月を上限）月の生活費を給付する制度

●子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に対し、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、子育て世代への切れ目のないきめ細やかな支援を提供する場所

●子ども家庭総合支援事業

専門的な支援が必要な家庭に対して、自宅を訪問し養育に関する指導、助言、家事援助などの支援を行う事業

さ行

●児童扶養手当

離婚等により父又は母と生計を同じくしていない18歳までの児童を養育している人、もしくは父又は母が重度の障がいの状態にある家庭に対し、児童の健全育成を図るために、支給される手当

●ショートステイ・トワイライト事業

保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に実施施設において養育・保護を行う制度

●就学援助

学校教育法に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、市町村が給食費、修学旅行費、通学費、学用品費等の一部を助成する制度

●自立支援教育訓練補助金

雇用保険制度から支給を受けられないひとり親家庭の母または父が教育訓練の講座を受講したときに教育訓練に要した経費の6割（20万円が限度）を給付する制度

●スクールカウンセラー

子どもの臨床心理に関して高度な専門知識を有する臨床心理士等で不登校やいじめ等児童生徒の問題行動等に対応するため、カウンセリングや教職員への助言等を行う職員

●スクールソーシャルワーカー

家庭環境等に起因する様々な課題を抱える子どもに対応するため、児童相談所や福祉事務所等との関係機関との連携や教員支援等を行う、教育・社会福祉等との専門的な知識や技術を要する職員

は行

●ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の親及びその子が18歳に達する年度末までの児童並びに父母のいない児童に対して医療費の本人負担分を助成する制度

●病児・病後児保育

子どもが病気になり保育園等に行けず、保護者も仕事で子どもを看護することができない場合に保育の提供を行う制度

●貧困の連鎖

親の貧困が子どもの貧困につながっていくこと。家庭の所得差によって子どもの教育や健康に格差が生じ、成人後に貧困に陥る可能性が高いとされる

●ファミリーサポートセンター事業

研修を受けた預かり会員による、小学生以下の子どものお迎えや預かりサービス

●放課後児童クラブ

就労等で昼間留守になる家庭の小学生を児童館や学校の空き教室、公民館等で預かり、放課後に適切な遊びと生活の場を提供する制度

●放課後児童クラブ保護者負担金助成事業

生活保護家庭、児童扶養手当受給世帯、就学援助受給世帯、市県民税非課税家庭を対象に放課後児童クラブの負担金を助成する制度

●母子父子寡婦自立支援員

ひとり親家庭等を対象に、その精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うと共に、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う職員

●母子父子寡婦福祉資金

母子・父子家庭や寡婦等の経済的自立とその児童の福祉の向上のため、無利子又は低金利で貸し付ける制度で、修学資金、就学支度資金など12種類の資金がある

●ホームスタート

子育て経験のある研修を受けた「ホームビジター」が、育児の相談相手がない、一人で外出しにくい等困りのある方の自宅へ伺い、傾聴と協同により支援する制度